

JIS 規格の公共調達引用ガイドンス

(Ver. 1.0)

令和8年4月

統合イノベーション戦略推進会議

イノベーション政策強化推進チーム

標準活用推進タスクフォース

1. 背景・問題意識

- ・ 日本産業規格（JIS 規格）は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）（JIS 法）に基づき制定される我が国の鉱工業品、データ、サービス等に関する国家規格であり、国内市場取引の基礎として、製品等の品質の担保やその仕様の統一など、広くその効果を発揮している。
- ・ JIS 法において、国や地方公共団体が鉱工業品の買い入れ等を行う際には、JIS 規格を尊重することとされている¹。これを踏まえつつ、令和 7 年 6 月に策定された「新たな国際標準戦略」（知的財産戦略本部決定）では、規格の活用を通じて国内及び国際標準活動への理解や知見を蓄積し、規格策定や認証取得を促進する観点から、公共調達等において JIS 規格等の国家規格や国際規格を活用するよう各府省庁に対して求めている²。また、経済産業省及び日本産業標準調査会は、同年 6 月に策定した「新たな基準認証政策の展開-日本型標準加速化モデル 2025-」において、政府が定める公共調達要件等において規格を引用し適合を求めることにより、政府が率先して規格を活用していく方針を定めている³。
- ・ 加えて、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）においては、「JIS 規格の総ざらいレビューを踏まえた公共調達との連携強化等による、標準・規格を活用した国内外市場の開拓・確保につなげること」を定めており⁴、これらに基づき、経済産業省は、「JIS 規格の総ざらいレビュー」の具体的内容として、JIS 規格の網羅的な調査・検証とそれを踏まえた公共調達等との連携強化等を推進しているところである⁵。
- ・ さらに、国内市場におけるデジタルアーキテクチャや財・サービスによる不正な介入リスク・情報流出リスクなどの防止の観点からも、公共調達等における規格・認証の活用が考えられるところである⁶。
- ・ 他方で、各府省庁において JIS 規格の公共調達活用は十分に把握されておらず、また、積極的な活用も限られている⁷。これは、JIS 規格特有の文章構造や規定ぶり等が原因となり、各

¹ 産業標準化法第 69 条 国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買い入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たって第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重してこれをしなければならない。

² 新たな国際標準戦略（知的財産戦略本部決定）（令和 7 年 6 月）抜粋「公共調達・補助金において標準を活用する。産業標準化法に規定されている日本産業規格の尊重規定などを踏まえ、公共調達や補助金を通じて規格策定や認証取得を促進すべく、公共調達や補助金における規格や認証の、国際機関を含めた国内外での活用状況を把握し、調達等における JIS や JAS をはじめとした国家規格や国際標準などの活用を各省庁において徹底するとともに、その進捗状況を把握する。」

³ 新たな基準認証政策の展開-日本型標準加速化モデル 2025-（日本産業標準調査会基本政策部会取りまとめ）（令和 7 年 6 月）抜粋「政府が率先して規格を活用していく上では、政府が定める公共調達要件や補助金交付要件において、規格を引用して適合を求めることが考えられる。これにより、公共調達の受注や補助金の受給に、引用規格への準拠を前提とする実質的な制約を与えることとなり、関係する事業者等による引用規格の活用が促進されることが期待される。産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）においては、国及び地方公共団体は、技術上の基準や調達において日本産業規格（JIS）を尊重しなければならない旨が規定されている。経済産業省は、こうした規定を踏まえつつ、公共調達の仕様や補助金の要件等における規格の引用状況について改めて確認した上で、公共調達や補助金等において規格を更に積極的に活用することを検討し、産業界がより積極的に標準化活動に取り組む環境の整備に繋げていくべきである。」

⁴ 「強い経済」を実現する総合経済対策」（閣議決定）（令和 7 年 11 月）抜粋「JIS 規格の総ざらいレビューを踏まえた公共調達との連携強化等による、標準・規格を活用した国内外市場の開拓・確保につなげる。」

⁵ 経済産業省・内閣府知的財産戦略推進事務局同時発表「「JIS 規格の総ざらいレビュー」を実施します」（令和 7 年 11 月 27 日）
<https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251127007/20251127007.html>

⁶ 新たな国際標準戦略（知的財産戦略本部決定）（令和 7 年 6 月）抜粋「また、我が国の製品・サービスに対する海外での試験等を通じた情報流出の懸念や、我が国に入ってくるデジタルアーキテクチャや財・サービスによる不正な介入リスク・情報流出リスクなどについて、国内の認証機関等の育成・強化や信頼できる機関との連携・活用、規制・認証制度の活用により防ぐことが考えられる。」

⁷ 「JIS 規格の総ざらいレビュー」初年度は、2257 規格を調査対象とし、「公共調達引用あり」との回答のうち、公開情報において引用が確認できた規格数は 104（全体の 4.6%）に留まっている。

府省庁の公共調達担当者が規格内容等を正確に理解し選択することが難しいケース、公共調達特有の要件に対し JIS 規格が規定する内容が十分に対応していないケース等、様々な要因が想定される。

- ・ また、平成 18 年 8 月に発出された財務大臣通知「公共調達の適正化について」において、「仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならない」と定めていること⁸に鑑みれば、各府省庁は公共調達において JIS 規格を活用する場合であっても、その前提として、仕様や規格等の指定は必要な範囲に留めるなど、競争性の確保等の公共調達ルールを遵守することが必要となる。
- ・ つまり、これらを踏まえれば、各府省庁の公共調達担当者が、JIS 規格を公共調達において適切に活用するためには、競争性の確保等の基本的な公共調達ルールを適切に理解した上で、
 - JIS 規格に係る基本的な知識を持つこと
 - 公共調達時に達成したい目的等に対し JIS 規格がどのように活用しうるか、そのアプローチを理解すること
 - JIS 規格の既存の公共調達引用事例（具体例）を参照できること等が必要となる。
- ・ そこで、内閣府知的財産戦略推進事務局及び経済産業省において、この「JIS 規格の公共調達引用ガイダンス（Ver. 1.0）」を策定することとする。本ガイダンスは、
 - JIS 規格に係る基本的な知識として JIS 規格の種類や効能を紹介し、
 - 各府省庁の公共調達担当者が調達時に達成したい「目的」が JIS 規格により充足しうることを整理するとともに、
 - JIS 規格の公共調達活用の方法について「アプローチ類型」を具体例とともに示す形式を取っている。
- ・ 本ガイダンスを契機として、各府省庁の公共調達担当者がより積極的に JIS 規格の活用を進めることが期待される。なお、本ガイダンスは、公共調達における JIS 規格の活用の促進に資する指針となるよう、前述の「JIS 規格の総ざらいレビュー」の進捗状況等も踏まえつつ、策定後も継続的に見直しを行っていくこととしたい。

2. JIS 規格に係る基本的事項

(1) JIS 規格の種類・効能

- ・ JIS 規格⁹は、固有の番号（部門記号を表すアルファベットの文字と分類番号を表す 4 桁又は 5 桁の数字の組合せ）を持ち、この番号を用いることで、規格名称を用いることなく、公共調達仕様書等において認識を共通化できる。（例：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼））

⁸ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日 財計第 2017 号）

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm

⁹ JIS 規格は、日本産業標準調査会（JISC）ホームページ（<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>）において、アカウント登録の上で閲覧することができる他、一般財団法人日本規格協会（JSA）において購入することができる。なお、JIS 規格は著作物であり、Web において無断で掲載されている JIS 規格については、使用を避けるべきである（古い JIS 規格内容が転記されているケースもある等、内容の適切性も保証されない）。

- ・ JIS 規格は、改正が行われた場合、原則としてその最新版が効力を有することとなる。よって、最新版か判別させる必要がある場合には、JIS 規格の固有の番号に発行年の 4 桁の数字を付記する場合がある。（例：JIS G 3112:2010）
- ・ JIS 規格の種類は多岐にわたり、代表的なものは以下のとおりである。
 - 基本規格：用語、記号、単位等
 - 方法規格：試験方法、分析方法、生産方法、使用方法等
 - 製品規格：形状、寸法、性能、品質等
 - 電磁的記録（データ）：種類、品質、等級、測定方法、試験方法等
 - 役務（サービス）：種類、品質、等級、評価方法、提供に必要な能力等
- ・ JIS 規格には様々な効能が期待できる。例えば、「日本型標準加速化モデル」（経済産業省/日本産業標準調査会取りまとめ（令和 5 年 6 月））においては、製品等の安全性や信頼性が、国家規格等の一定の権威の下で担保されることは、市場参入を促進する効果を持つとしており、その具体例として公共調達における JIS 規格の引用が挙げられている¹⁰。この点、次節において、公共調達において設定する要件や達成したい目的に照らし、JIS 規格が発揮しうる効能についてまとめている。
- ・ なお、WTO/TBT 協定等に基づき、JIS 規格を制定する際には、国際規格との整合化について適切な考慮を行うことが必要とされており、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすような JIS 規格の制定は行わないこととしている¹¹。

（２）JIS マーク表示制度

- ・ JIS 規格の効能を発揮させる上で有効な制度として、「JIS マーク表示制度」がある。同制度は、JIS 法に基づき、JIS 規格に適合した製品等であることを第三者機関（登録認証機関）が認証し、その製品に JIS マークの表示を認める制度である。製造事業者等は、登録認証機関による製品試験・工場審査等を経て認証を取得した場合に限り、当該製品に JIS マークを表示することができる¹²。



図．鉱工業品、電磁的記録、役務に付される JIS マーク

¹⁰ 日本型標準加速化モデル（日本産業標準調査会基本政策部会取りまとめ）（令和 5 年 6 月）抜粋「製品等の安全性や信頼性が、一定の権威（ISO 規格、IEC 規格、JIS 等）の下で担保されることは、市場参入を促進する効果を持つ。（例えば、自治体における公共調達と JIS、多国間貿易と国際標準。）」

¹¹ WTO/TBT 協定 附属書 3 抜粋「E. 標準化機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように任意規格が立案され、制定され及び適用されないことを確保する。」

¹² JIS マーク表示制度における登録認証機関及び JIS マーク認証取得者については、日本産業標準調査会（JISC）ホームページにおいて検索することができる。（<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrDataBaseSearch.html>）

- ・ つまり、JIS マーク表示は、製品が JIS 規格に規定する要求事項を満たすことを客観的に示すものであり、需要者が品質を確認するための信頼性の指標として機能する。公共調達においても同様に、JIS マーク表示を活用することで、公共調達担当者が個別に品質を検証することなく、一定水準の製品を合理的に選択することが可能となる。

3. 公共調達における要件・目的の整理

- ・ 前節では、JIS 規格に係る基本的な知識として、JIS 規格の種類や本来的な効能、JIS マーク表示制度についてまとめた。これらが示唆するように、JIS 規格を公共調達に活用することで、民間での取引において参照されることも相まって、JIS 規格に基づく安全性や信頼性が客観的に担保された製品やサービスをより一層社会に浸透させることに繋がり、国民生活の安全・安心や製品等の質の確保を進めることも期待される。
- ・ 以下では、JIS 規格の管理を行う原案作成団体へのヒアリング結果等を基に、公共調達において設定する要件や達成したい目的のうち主なものを挙げ、それらに対し JIS 規格がどのような効能を発揮しうるかについて、基本的な考え方をまとめている。

(ア) 製品の基本的仕様（寸法・形状等）を広く定義して均質化を図りたい

例えば各府省庁において、同一用途の物品（汎用品や消耗品等）を複数の調達先から購入する際に、寸法・形状・材質等の基本仕様が統一されていないことが原因で、納入品の互換性の欠如や管理上の非効率を招く場合がある。

公共調達仕様書において JIS 規格を参照すること等により、製品間の互換性等を確保しつつ、競争を不当に制限することなく均質な物品を調達する効果が期待できる。

(イ) 一般的な性能要件を定めることで品質の確保を図りたい

仕様書に強度・耐久性・精度等の性能要件を記載する場合、公共調達担当者が独自に基準を設定することは技術的な負担が大きく、恣意的な仕様となるリスクも伴う。

JIS 規格に定められた性能基準を参照することやそれを立証するための試験方法を把握すること等により、市場において広く受け入れられた合理的な水準を客観的な根拠をもって仕様書に盛り込むことが可能となり、発注者側の負担を軽減し、調達の透明性・公平性の確保にも繋がることを期待される。また、納入時の検査を行う際も、JIS 規格を活用することで検収業務を効率化できる可能性がある。

(ウ) 安全性能や環境性能等、特定の性能要件を満たしたい

公共調達においては、環境配慮や安全性能の確保等、通常の品質要件を超える形で（上記（イ）に定める一般的な性能要件設定を超える形で）、政策的要請等に基づき性能要件等を課すことを意図するケースがある。この場合、JIS 規格を公共調達において活用することは、上記（イ）に述べた効果のみならず、特定の政策目的を達成する手段として機能しうる。

(エ) 施工方法や作業手順を統一したい

建設工事や設備保守等の役務調達において、施工方法や作業手順が受注者によって異なる場合、成果物の品質にばらつきが生じるリスクや複数年度・複数業者にまたがる際の工事の継続性が損なわれるリスクがある。

公共調達仕様書において JIS 規格に定められた施工標準や試験方法を要件として明示することで、受注者が異なる場合でも一定の作業水準を確保でき、発注者側の監督・検査業務の基準を統一することにも繋がる。

(オ) 役務提供者の技能水準を確保したい

一般に、役務の品質は提供者個人の技能に依存する場合がある。

公共調達仕様書において、JIS 規格に基づく技能評価や特定の試験資格を要件として設定することで、公共調達担当者が個別に技能を審査する負担を軽減し、客観的かつ透明性のある形で従事者の水準を担保することが期待される。

(カ) 提供される役務そのものの質を確保したい

役務は無形であり、最終的な成果の質を定義することが難しい。

公共調達仕様書において JIS 規格に定められた役務品質基準を要件とすることにより、客観的に評価可能な水準を満たした役務を調達でき、その質を担保することができる。

- ・ なお、JIS 規格の管理を行う原案作成団体へのヒアリング結果等によれば、公共調達仕様書において JIS 規格を活用する上での課題として、
 - JIS 規格のみでは公共調達において設定したい要件を全て満たすことができず、結果として追加の要求事項を置くことが必要となり、発注者の作業が煩雑になるケース
 - JIS 規格に規定されている要求事項が、公共調達において設定したい要件よりも厳しく、受注者側の負担が増加するケース
 - 公共調達仕様書において JIS 規格への適合が求められ、新しい技術や製品等が JIS 規格の適用範囲外であることのみを理由に調達から除外され、結果として調達先や調達物品等が必要以上に絞り込まれてしまうケース
 - JIS 規格が公共調達仕様書に引用されることにより、JIS 規格の改正が制限されてしまうケース

等があるとされた。公共調達担当者は JIS の効能のみならず、これら課題についても理解し、後述する「アプローチ類型」及び留意事項等も参照して、これら課題に対処することが期待される。

4. JIS 規格の公共調達活用方法（アプローチ類型）

- ・ 前節では、公共調達において設定する要件や達成したい目的に照らし、JIS 規格がどのような効能を発揮しうるかについて、基本的な考え方をまとめた。以下では、JIS 規格の公共調達活用方法を「アプローチ類型」としてまとめている。
- ・ JIS 規格は任意の国家規格であるが、JIS 規格が法令の技術基準等に引用される場合には、そ

の法令等において強制力を持つこととなる。例えば、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法に基づく告示では、建築材料等が適合すべき基準として JIS 規格を定めている¹³。また、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく告示では、防災対象物品等が適合すべき基準として JIS 規格を定めていることに加え、JIS マーク表示制度に基づく表示についても求めている¹⁴。

- ・ 一般に、JIS 規格が法令に引用されている場合¹⁵、公共調達担当者は法令遵守の観点からも、調達仕様書において JIS 規格への適合等を要求することが必要となる。
- ・ 他方で、JIS 規格が法令に引用されていない場合において、JIS 規格を公共調達仕様書において活用するか否か、またどのように活用するかについては、公共調達担当者に委ねられることとなる。
- ・ この点、前節においてまとめた公共調達における要件・目的や、調達したい物品又は役務の内容を整理し、それらに対応する JIS 規格が存在するかどうかを確認し、その規格を公共調達仕様書において活用することの合理性・妥当性を検討することが必要となる。
- ・ その検討に際し、JIS 規格を公共調達仕様書に活用する「手法」を考慮することが不可欠である。具体的には、「①JIS 規格の参照」「②JIS 規格への適合」「③JIS マーク認証の取得」の 3 つに大別される以下の「アプローチ類型」を踏まえ、どのタイプの採用が適切かを検討することが求められる。

類型① JIS 規格の参照

- ・ この類型は、JIS 規格を仕様書の記載における方法・基準・用語の根拠として援用するものであり、調達物品や役務が JIS 規格に完全に適合することまでを必須とするものではない。
- ・ 公共調達仕様書の記載としては、例えば以下が想定される。
 - JIS〇〇に準拠すること
 - JIS〇〇又は同等品とする
 - JIS〇〇に準じた〇〇により
 - JIS〇〇に規定するもの、またはこれと同等以上のもの
- ・ この類型は、JIS 規格の客観性により、仕様書の記載を明確化し、内容を合理化する効果が期待できるだけでなく、競争参加者の範囲を必要以上に狭めない配慮としても機能しうることから、競争性の維持にも寄与しうる。ただし、本類型における JIS 規格は仕様書の記載に客観的根拠を与えるための参照基準にとどまることに留意が必要である。発注者（公共調達担当者）は、納入者に対して、参照基準である JIS に準拠していることを宣誓させる様式を提出させる等し、納入時に契約関係書面の確認等を行うことで、JIS 規格への準拠を確認することができる。

《例》公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版（抜粋）
第 9 編 昇降機設備工事

¹³ 建築基準法第 37 条第 1 項並びに建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号）第二及び別表第一

¹⁴ 消防法第 8 条の 3 第 2 項、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 4 条の 4 第 8 項及び消防法施行規則第 4 条の 4 第 8 項の指定表示の指定（平成 28 年消防庁告示第 20 号）一～四

¹⁵ JIS 規格の法令への引用状況は、日本産業標準調査会（JISC）の「強制法規情報」検索により調べることが可能である。

第3章 一般エレベーター

第2節 機材及び施工

3.2.11 電気配線

3.2.11.2 材料

(1) 電線類は、JIS C 3612「600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE/F）」、JIS C 3307「600Vビニル絶縁電線（IV）」、JIS C 3317「600V二種ビニル絶縁電線（HIV）」、JCS 4512「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」、JIS C 3312「600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル」、JCS 4511「600V耐燃性エチレングムキャブタイヤケーブル」、JIS C 3327「600Vゴムキャブタイヤケーブル」、JIS C 3401「制御用ケーブル」、JIS C3408「エレベータ用ケーブル」又は同等品とする。

類型② JIS規格への適合

- ・ この類型は、調達する物品や役務がJIS規格の要求事項を実質的に満たすこと、すなわち「適合」を調達条件として明示するものである。「類型① JIS規格の参照」とは異なり、JIS規格の内容が仕様書上の要件として明確に機能する。
- ・ 公共調達仕様書の記載としては、例えば以下が想定される。
 - JIS〇〇による
 - JIS〇〇に基づく
 - JIS〇〇に規定する
 - JIS〇〇に適合するものとする
 - JIS〇〇とする
 - JIS〇〇に定める方法による
 - JIS〇〇の試験を行うものとする
- ・ この類型では、公共調達仕様書においてJIS規格への適合が求められ、受注者にとっての契約上の義務として明示されることとなる。つまり、発注者（公共調達担当者）は、納入者にJIS適合を宣誓させる様式を提出させる等し、納入時に契約関係書面の確認等を行うことで、JIS規格への適合を確認する形式となる¹⁶。なお、JIS規格に適合していないに関わらず、「JIS規格への適合」を条件とする調達において当該条件を満たすとして納入する行為は、会計法令上の違反に該当し得る不正行為に当たる可能性が高い¹⁷。また、一般消費者に対し、JIS規格に適合していないに関わらず、「JIS規格への適合」といった内容を製品等に表示することは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）における優良誤認表示に該当する。発注者はこれらを踏まえた仕様書を作成することにより、JIS規格への適合の該否を確認することが可能となる。この点、本類型は、「類型① JIS規格の参照」と比較して、JIS規格の効能が発揮されやすい構造とも言える。
- ・ 実際、「JIS規格の総ざらいレビュー」において令和7年度に調査対象となったJIS規格約2200件のうち、公共調達における活用「有」とされたJIS規格について、約90%が本類型に該当する。

¹⁶ 確認の方法等については、業界や調達物品・役務によって異なることに留意が必要。

¹⁷ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号） 第71条第1号

《例》公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（抜粋）

6章 コンクリート工事

3節 コンクリートの材料及び調合

6.3.1 コンクリートの材料

(4) 混和材料

混和材料の適用及び種類は、特記による。特記がなければ、種類は次による。

(a) 混和剤の種類は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）によるA E 剤、A E 減水剤又は高性能A E 減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン（Cl⁻）量による区分は、1種とする。また、防錆剤を併用する場合は、JIS A 6205（鉄筋コンクリート用防せい剤）による防錆剤とする。

(b) 混和材の種類は、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）によるフライアッシュのⅠ種、Ⅱ種若しくはⅣ種、JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）による高炉スラグ微粉末、JIS A 6207（コンクリート用シリカフェーム）によるシリカフェーム又は JIS A 6202（コンクリート用膨張材）による膨張材とする。

類型③ JIS マーク認証の取得を求める

- この類型は、調達条件として、JIS マーク表示制度に基づく登録認証機関による第三者認証を受けた製品であること等を、公共調達仕様書において明示するものである。これは、「類型② JIS 規格への適合」からさらに踏み込んだものであり、適合性の確認を受注者等の自己適合宣言等に任せるのではなく、登録認証機関（第三者）による製品試験・工場審査等に委ねる形式となる。
- なお、JIS マーク表示制度及び JIS マークに限らず、国際規格等に基づき第三者認証を行うケースや業界自主認証制度に基づき第三者認証を行うケース等も存在し、これらは本類型に近いものと整理することができる。
- 公共調達仕様書の記載としては、例えば以下が想定される。
 - JIS〇〇への適合を認証された〇〇
- この類型は、製品の安全性や信頼性の確保が特に重要な物品の調達等において有効であり、発注者（公共調達担当者）は、納入時の技術試験や検査等の負担を大幅に軽減できる効果が期待できる¹²。ただし、本類型を採用する場合、JIS マーク認証を取得していない製品は、たとえ JIS 規格に実質的に適合している場合であっても調達から排除されることに留意が必要である。つまり、本類型の採用に当たっては、JIS 規格の活用状況や市場の実態、調達ルール等を総合的に勘案し、必要以上に競争が制限されていないかについて、より一層慎重に検討することが必要となる。
- 実際、「JIS 規格の総ざらいレビュー」において令和7年度に調査対象となった JIS 規格約 2200 件のうち、本類型に該当する規格は存在しなかった。また、JIS 規格の管理を行う原案作成団体へのヒアリング結果等においては、法令による要請がない場合、JIS マーク認証の取得のみを必須要件化するのではなく、第三者による認証や自己適合宣言による認証も要件として認めるべきであるとの意見、JIS マーク認証を含め第三者認証が要件化される場合に製造事業者側に発生するコストを考慮すべきであるとの意見等があった。

《例》公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（抜粋）

6章 コンクリート工事

2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

(1) コンクリートの類別は、表 6.2.1 により、適用は特記による。特記がなければ、Ⅰ類とする。

表 6.2.1 コンクリートの類別

類 別	製 造 区 分
Ⅰ 類	JIS Q 1001（適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－一般認証指針（鋳工業品及びその加工技術））及び JIS Q 1011（適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－分野別認証指針（レディーミクストコンクリート））に基づき、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）への適合を認証されたコンクリート
Ⅱ 類	上記以外の JIS A 5308 に適合したコンクリート

5. 留意事項

- 前節までにおいて、公共調達において設定する要件や達成したい目的と JIS 規格の効能、JIS 規格の公共調達活用の方法「アプローチ類型」をまとめた。以下では、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさず、競争性や公平性を確保しつつ、公共調達において JIS 規格を活用するために必要な方策の例を挙げている。
- なお、脚注 9 のとおり、JIS 規格は、日本産業標準調査会（JISC）ホームページにおいて、アカウント登録の上で閲覧することができる他、一般財団法人日本規格協会（JSA）において購入することができる。また、脚注 12 のとおり、JIS マーク表示制度における登録認証機関及び JIS マーク認証取得者については、日本産業標準調査会（JISC）ホームページにおいて検索することができる。
- 公共調達仕様書の要件設定において JIS 規格を活用する場合、公共調達担当者は、調達物品や役務等の供給者として想定される事業者や、JIS 規格の策定を主導した業界団体（原案作成団体）等に対し、市場の状況や JIS 規格への適合状況等についてヒアリングを行い、JIS 規格が現在の市場の実態に対応していることや、複数の事業者が JIS 規格に対応可能な状態にあり JIS 規格の準拠あるいは適合等の状況を示すことが可能な状態にあることを確認することが望ましい¹⁸。また、公共調達仕様書において JIS マーク認証取得を求める場合はその費用や工数等について把握し、考慮した上で、その必要性や要件とする範囲を設定することも求められる。
- 逆に、原案作成団体等から、特定の JIS 規格について公共調達引用を求める要望がある場合、公共調達担当者は、公共調達において設定する要件や当該 JIS 規格の内容や効能等を踏まえ、競争性や公平性に配慮しつつ、JIS 規格の公共調達仕様書における活用について、積極的に検討を行うことが望ましい。

¹⁸ 公共調達担当者が、調達物品又は役務の供給者として想定される事業者や、JIS 規格の策定を主導した業界団体（原案作成団体）等へのコンタクトポイントを持たない場合等には、調達物品又は役務の所管省庁・課室、内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省基準認証担当部局等と連携することが想定される。

- また、公共調達仕様書に盛り込む要件の中で、真に JIS 規格を活用することが適切である要件を峻別することも必要である。つまり、JIS 規格を用いる必要がある要件とその他の要件とを区別した上で、部分的に JIS 規格への適合を求める手法も有効である。例えば、安全性に係る要件についてのみ JIS 規格への適合を求め、その他の性能要件については JIS 規格に言及しない（あるいは、JIS 規格の参照に留める）ことで、競争参加者の範囲を必要以上に狭めることなく調達目的を実現することができる。
- 加えて、時間軸を意識して仕様書を作成することも可能である。直ちに JIS マーク認証の取得を求めることが、製造事業者にとって大きな負担となる場合には、仕様書において JIS 規格への適合を定めつつ、将来的な JIS マーク認証の取得を求めていく¹⁹ことで、競争性を維持しつつ、品質の確保等の目的の実現に向けて、段階を設定するようなことも可能となる。

《取組事例》警備ロボットの導入実証（経済産業省）

- ◇ 経済産業省は警備ロボットの導入に際し、調達仕様書においてサービスロボットの安全性に関する JIS 規格（JIS B 8445）を活用。
- ◇ 具体的には、調達仕様書において「生活支援ロボットの安全規格である JIS B 8445 に基づき、リスクアセスメントを実施していること。（安全性の確保の観点から、JIS 等の規格への適合若しくは認証の取得、又はこれらと同等の安全性が確保されていることを示す客観的な根拠の提示ができるよう努めることが望ましい。）」を要件として規定。
- ◇ 並行して、認証指針の整備や認証機関からの登録受付等を実施し、JIS B 8445 適合品に対して JIS マークを付与することを可能とするための所要の手段を実施。

- JIS 規格を公共調達仕様書に定める際には、以上を踏まえて、当該 JIS 規格への準拠・適合する製品等や JIS マークが表示された製品等の納入を調達先に求めることが望ましい。また、公共調達仕様書における直接の要件化が技術的に困難な場合においても、JIS 法第 69 条の趣旨も踏まえつつ、JIS 規格に準拠等している製品等の納入に努めるよう調達先に依頼するといった取組が有用であると考えられる。

6. まとめ・フォローアップ

- 本ガイダンスは、各府省庁の公共調達担当者が、JIS 規格を公共調達において適切に活用するための実務的な指針として、JIS 規格に係る基本的知識と具体的な活用方法等を整理したものである。
- 公共調達は、国や地方公共団体が社会に提供する行政サービスの基盤を形成するものであり、透明性・競争性・公平性を確保しつつ、国民の安全・安心を守るとともに、政策目的の実現を図る重要な行政活動である。本ガイダンスを活用することにより、公共調達担当者が競争性の確保等の調達における基本ルールに則りつつ、JIS 規格を適切に活用・引用することにより、調達物品の均質化、性能要件の明確化、安全性能や環境性能の確保、施工・役務品質の標準化

¹⁹ JIS マーク認証の取得には時間を要することに留意する。事業実施期間内において、公共調達担当者が JIS マーク認証の取得までを確認することが難しいと想定される場合には、納入者が JIS マーク認証の取得に努めることが望ましい旨を規定する手法が一案である。

のみならず、公共調達透明性の向上、公共調達コストの適正化、業務効率の改善等にも寄与することが期待される。

- ・ また、JIS 規格の活用は、単に公共調達プロセスを合理化し、質の高い製品・サービスの官公需を喚起するのみならず、民間での取引等でも参照されることと相まって、それら製品・サービスの市場浸透を促し、産業界における規格活用にもつながる効果が期待される。つまり、各府省庁が本ガイダンスを活用し、JIS 規格に対する理解を深め、公共調達での積極的な引用を進めることは、行政のみならず産業にとっても大きな意義を持つ。
- ・ そのため、各府省庁における、本ガイダンス等を踏まえた公共調達における規格の活用状況実態について、毎年度実施する新たな国際標準戦略フォローアップの一環として調査を行うとともに、本タスクフォースや国際標準化推進プロジェクトチームにおいても、その進捗状況について確認し、取組を促していくものとする。
- ・ 一方で、JIS 規格は JIS 法に基づき、5 年ごとに最新の状態であることの確認・見直しが行われていること、また技術革新の加速や社会課題の高度化に伴い、求められる JIS 規格の内容や公共調達における着眼点は絶えず変化していくこと等を踏まえ、各府省庁の調達実務においては、JIS 規格を状況に応じて柔軟に活用することが想定される。
- ・ よって、内閣府知的財産戦略推進事務局及び経済産業省は、「JIS 規格の総ざらいレビュー」をはじめとする JIS 規格の見直し調査結果等を踏まえ、JIS 規格を公共調達に活用する際の考え方や実務上の留意点について、継続的なフォローアップを行うとともに、各府省庁における本ガイダンスのフォローアップ結果や各府省庁からのフィードバックを受け、必要に応じて本ガイダンスの見直しを行い、一層有用なガイダンスとして発展させていくべきである。